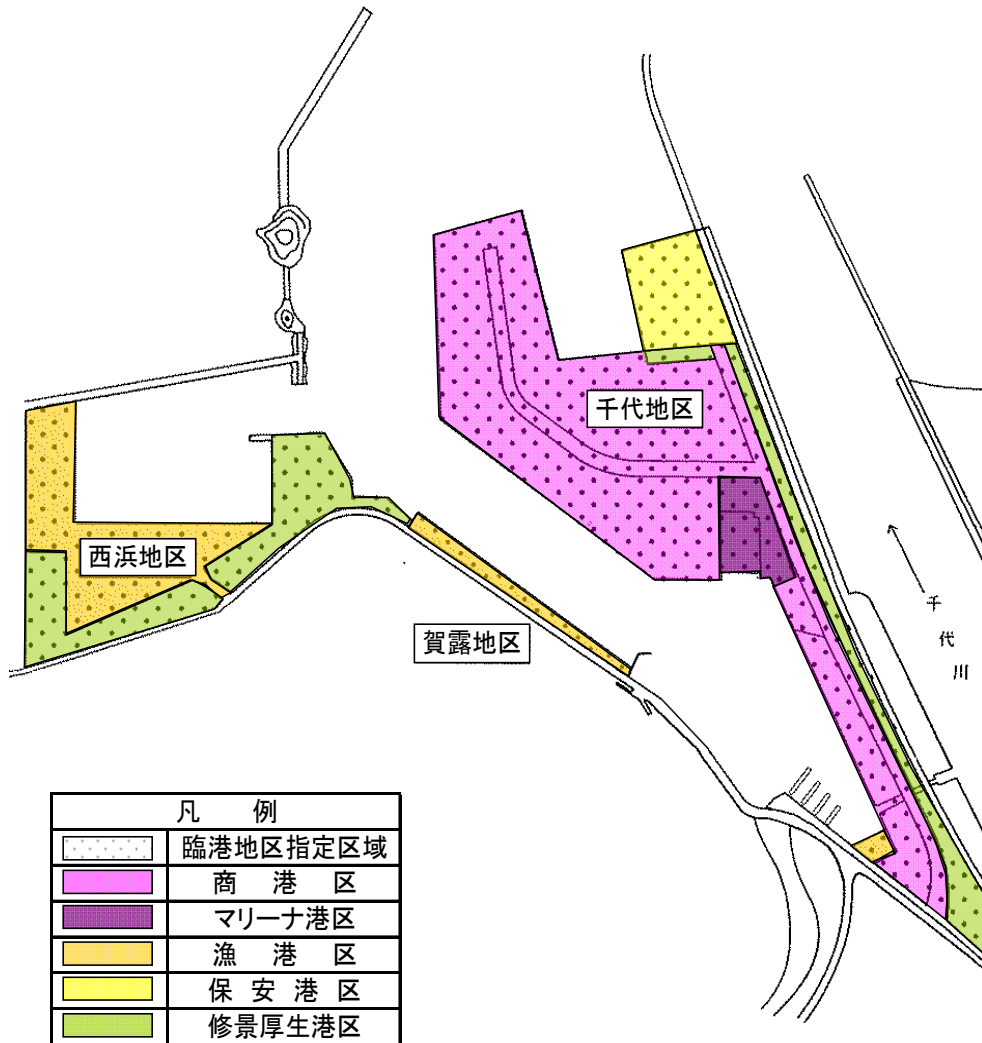


# 6. 臨港地区図



商 港 区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 港湾法第2条第5項第2号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設(危険物置場及び貯油施設を除く。)</li> <li>2. 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、通運事業、その他知事が指定する事業を営む者の事業所</li> <li>3. 税関、地方運輸局、海上保安部その他知事が指定する官公署の事務所</li> <li>4. 飲食店営業又は物品販売業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項又は第6項に規定する風俗営業又は店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。)を営むための施設</li> </ol>
マリーナ 港区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 港湾法第2条第5項第2号から第5号まで、第8号の2から第9号の3まで及び第10号の2までに掲げる港湾施設</li> <li>2. スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他船舶(以下「レクリエーション用船舶」という。)のための用具の倉庫及びレクリエーション用船舶を陸上に架設するための施設</li> <li>3. レクリエーション用船舶の利用者のための集会所その他知事が指定する福利厚生施設</li> <li>4. 税関、地方運輸局、海上保安部その他知事が指定する官公署の事務所</li> <li>5. 飲食店営業又は物品販売業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項又は第6項に規定する風俗営業又は店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。)を営むための施設その他知事が指定する便益施設</li> </ol>
漁 港 区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 港湾法第2条第5項第2号、第4号、第5号、第9号から第9号の3まで及び10号の2に掲げる港湾施設</li> <li>2. 漁船のための係留施設、給油施設、給水施設及び給氷施設</li> <li>3. 漁船の修理施設、造船施設及びこれらの附帯施設</li> <li>4. 荷さばき所その他水産物の処理のための施設</li> <li>5. 冷蔵倉庫、冷凍倉庫その他水産物の保管のための施設</li> <li>6. 製氷工場及び冷凍工場その他水産物の加工工場並びにこれらの附帯施設</li> <li>7. 網干し場その他漁具の補修又は保管のための施設</li> <li>8. 漁船乗組員及び漁業関係労働者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設</li> <li>9. 漁業会社、漁業協同組合その他知事が指定する団体及び業者の事務所</li> <li>10. 税関、地方運輸局、海上保安部その他の知事が指定する官公署の事務所</li> </ol>
保 安 港 区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 港湾法第2条第5項第2号から第6号まで及び第8号の2から第10号の2までに掲げる港湾施設</li> <li>2. 危険物置場、危険物倉庫及び貯油施設</li> <li>3. 消化施設その他の危険防止施設</li> <li>4. 給油業者及び危険物を取扱う業者の事務所</li> <li>5. 海上保安部、警察署、消防署その他知事が指定する官公署の事務所</li> </ol>
修 景 厚 生 港 区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 港湾法第2条第5項第2号から第5号まで及び第9号の2から第10号の2までに掲げる港湾施設</li> <li>2. 税関、地方運輸局、海上保安部その他の知事が指定する官公署の事務所</li> <li>3. 売店その他知事が指定する便益施設</li> </ol>

備考: この表において、「商港区」「マリーナ港区」「漁港区」「保安港区」及び「修景厚生港区」とは、知事が鳥取港の臨港地区内において指定した分区をいう。